

アルコール事業法に基づく許可通知書等への公印の省略について

令和 7 年 5 月 30 日
中国経済産業局
産業振興課アルコール室

政府全体として行政のデジタル化に向けた取組を進めており、その一環として、令和 2 年 12 月 28 日付けで、アルコール事業法に基づく申請書、届出書、報告書への押印を廃止したところです。

さらにデジタル化を推進する観点から、令和 7 年 6 月 2 日以降のアルコール事業法に基づく許可通知書等につきましては、公印を省略することになりましたのでお知らせいたします。

本件に関するお問い合わせ先：中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室
電話：082-224-5681 メール：bz1-chugoku-alc@meti.go.jp